

(別紙2)

②法第11条第1項に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するもの、その他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合

令和 第 年 月 号 日

埼玉県日高市長 様



住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請 求 機 関 の 名 称				
閱 覧 者	職 名		氏 名	
事 務 責 任 者	職 名		氏 名	
請 求 を 必 要 と す る 事 務 の 内 容				
根 拠 法 令				
請 求 事 由 を 明 ら か に す る こ と が 困 難 な 理 由				
請 求 に 係 る 住 民 の 範 囲				
閱 覧 日	令和 年 月 日	午前 午後	時 ~ 午前 午後	時まで

※ 偽りその他不正の手段により閲覧したことが明らかになった場合には、法に基づき過料に処せられます

※ この申請は、特別の請求がない限り、閲覧対象者にドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申請であるとみなします。